

意見陳述書

2016年（平成28年）11月8日

弁護士 太田久美子

- 1 私は、本件訴訟の原告ら訴訟代理人の一人である弁護士の太田久美子です。

私は、被爆三世として、原爆落下中心地から徒歩数分の場所で育ちました。私からは、被爆三世として、そして、被爆地長崎に生まれ育った者として意見を述べさせていただきます。

- 2 私の両親は、父母ともに被爆二世です。父方の祖母は長崎で被爆し、母方の祖父母は広島で被爆しました。

また、父方の祖父は、昭和20年当時、獣医将校として中国に赴任していたため、自身は被爆せずすみましたが、長崎への原爆投下により、当時、長崎に残していた両親、(当時の)妻、4人の子供たち、妹2人のうち、大学病院で被爆した妹1人を除いて、すべての家族を亡くしました。帰国後、家も家族も、すべてを失った現実を目の当たりにした祖父の気持ちがどのようなものであったのか、私には想像すらできません。

戦後、母方の祖母は、被爆による体調不良で苦しみ、母は、祖母と一緒に暮らすこともできず、幼い頃から親戚の家に預けられていたそうです。結局、祖母は、昭和32年、40代前半で亡くなりました。

このように、戦争とは、原爆とは、その瞬間、そこにある生命を奪うのみならず、その後の家族のあたたかな生活や当たり前の日常さえも奪ってしまうものなのです。

- 3 また、私は、被爆地長崎の浦上地区に生まれ育った者として、小学

校，中学校と，毎週のように平和学習を受けていました。

小学生の頃には，何度も，長崎原爆資料館へ社会科見学に行きました。小学生の私は，ただただ怖くて，展示されている写真等を直視することができませんでした。

中学生の頃には，特攻隊の予備隊を3度経験されたという方からお話を伺いました。予備隊とは，飛行機の故障等によって攻撃を続行できない特攻機が出た場合に，その機に代わって，その場で特攻隊に加わるという役割を担った隊員のことです。自分が助かれば友人が死に，友人が死なずに済むときには，自分が死にに行かねばならない—，出撃後，その明暗を分ける地点までの飛行時間は，自分の命がどうなるのかわからない，自分が助かりたいと願うことは友人の死を望むことになってしまう，そのような苦悩に苛まれた，本当に苦しい時間だったと，その方は話してくださいました。自分なら発狂してしまうのではないかと子どもながらに思ったことを覚えています。

他にも，授業で，空襲では爆風で目玉が飛び出すことがあるので，目と耳と鼻を同時に指で押さえながらしゃがむよう指導されていたと教わったこともありました。私は，この話を聞いた時，とても怖くて，大人になった今でも，夏のよく晴れた日に大きめの飛行音が聞こえると「今，もし爆弾が落ちてきたらどうしよう。」と，とても怖くなることがあります。

また，被爆二世の方々が，結婚等の際，差別を受けていたことも学習しました。

5 このように，私は，幼い頃から，あたりまえのこととして，戦争について学んできました。

しかし，大学へ進学したとき，県外では，原爆がいつ落とされたのか，その日にちさえ知らない人がほとんどであるという事実に変に大変ショック

クを受けました。また、東日本大震災で原発事故が起き、福島から避難した人々が、避難先で、いじめや嫌がらせを受けているというニュースを耳にしたときは、「過去の事実」であると思っていた放射線被爆者に対する偏見が、今も存在するのだと愕然としました。

6 そして、昨年9月17日、国会で安全保障関連法案が強行採決され、成立しました。多くの国民が反対の声を上げたにもかかわらず、国は、その声を無視し、同法案を押し通したのです。

私は、平和学習や歴史の授業を通し、戦争は、始まるときにはあっという間に始まるもので、戦争への流れが一度流れ始めてしまえば、その流れを容易に止めることはできないのだと感じていました。

だからこそ、今回の安全保障関連法の成立の仕方は、とても恐ろしいものだと感じています。

日本は、先の戦争における学びから、「国」ではなく、「国民」一人一人の声で動いていくことを決めたはずです。それにもかかわらず、戦争を始める口実となり得る法案を、国民の声を無視し、無理やり押し通して成立させるという、そのやり方は、まさに、有無を言わさず戦争への流れを作り出した戦前の日本の在り方と同じものです。

過去の戦争から学ぶことをしなければ、同じ過ちは繰り返されます。戦前と同じような、気付いたときには誰も止めることができない、そんな戦争への流れは、止められるうちに止めないと、あとで、きっと大変なことになってしまいます。

今回、原告となっている被爆者の方々も、同じような思いを抱かれたからこそ、国の政策に立ち向かうことを決意されました。私は、代理人として、その想いを実現すべく、今、ここに立っています。

私たちには、二度と戦争に脅かされず、「戦争は嫌だ」と感じたり、それを口に出したりすることを邪魔されずに生きていく権利があるはずで

す。私たちには、家族や友人との時間を大切にしながら、自分に与えられた生命を全うする自由があるはずです。今回の安全保障関連法の成立は、これらの権利や自由を奪ってしまう、決して踏み出してはいけない、最初の、大きな一歩だと思います。戦争は「過去の歴史」のままにしないでなりません。

日本国憲法は、戦争を放棄し、また、国民に対し、健康で最低限度の生活を営む権利を保障することで、私たちが、平和に生存していく権利を保障しています。この権利を脅かす法律を「有効」とする余地はありません。

裁判所が、憲法に保障された人権を守る最後の砦となることを願って、私の意見陳述とさせていただきます。

以上